

組合活動や思想信条による差別、男女差別、派遣やパートの差別

# 差別をなくして 明るい職場を

憲法を職場に生かそう



いま弱肉強食の社会的風潮の中で、新たな差別がでてきているのではないでしょうか。  
力にして、組合活動や思想信条による差別をなくし、働きやすい職場をつくるために活動してきました。

差別をなくすたたかいに  
大きなご支援を

「人減らしリストラ、年金や医療保険改悪、増税で将来の生活が心配」「派遣やパートの労働条件の格差をなくしてほしい。男女差別もなくしてほしい」「成果主義賃金といつても四十代で賃金頭打ち、成績査定も不公正だ」「出向や転籍で労働条件を下げるな」  
いま、憲法や労働基準法、労働組合法で保障された働くルールを職場に生かすためには、組合活動や思想信条を理由とした差別をなくすことが、大切ではないでしょうか。



憲法 第十四条	東芝争議支援共闘会議結成集会
「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」	六月十六日 午後六時三〇分から 「いさご会館」（川崎市役所近く）
「使用者は、労働者の国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない」	自公連立政府は、財界やアメリカのいいなりになつて、憲法九条を改悪してアメリカと一緒に戦争する国にしようとしています。
① 労働組合活動を理由に差別すること。 ② 団体交渉を拒否すること。 ③ 労働組合を支配し介入すること。	「差別をなくして明るい職場を」「人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会」

東芝の職場を明るくする会

2005年5&6月

# 東芝争議の全面一括解決を 6月16日 支援共闘会議結成

いま、差別をなくすたたかいは、東芝の事業所がある全国各地の労働組合と民主団体の支援を結集した支援共闘会議の結成によって、二〇〇五年中に、東芝と関連会社での差別是正を実現する運動へと発展

いまこそ東芝は、企業の社会的責任（CSR）をはたして、労働委員会命令を実行すべきです。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆  
九五年 第一次地労委申立て（十名）  
九六年 差別是正社長申し入れ（四五名）  
○一年 神奈川県労働委員会で勝利命令  
○三年 差別是正社長申し入れ（三十名）  
○四年 中央労働委員会も差別是正を命令

弱体化をねらった賃金や資格の差別を是正せよ」という要求を実現して、東芝および関連会社から差別をなくすためにたたかってきました。

東芝の職場を明るくする会は、「労働組合運動の弱体化をねらった賃金や資格の差別を是正せよ」という要求を実現して、東芝および関連会社から差別をなくすためにたたかってきました。

東芝の職場を明るくする会のたたかいで、皆様の大なご支援をお願いします。

ホームページに、みなさんの  
ご意見、ご要望をお寄せ下さい



<http://www.kki.ne.jp/akaruku-tsb>

検索は「東芝の職場」と入力して下さい

東芝の職場を明るくする会（人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会）

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル

(Tel&Fax : 044-533-1408)

**東芝は 神奈川県労働委員会と  
中央労働委員会の差別是正命令を守れ**